

2017年2月28日

関係各位

千代田化工建設株式会社  
IR・広報・CSR セクション

### EMAS CHIYODA Subsea グループの米国連邦倒産法第 11 章適用の申請に関するお知らせ

千代田化工建設株式会社(本社:横浜市、代表取締役副社長:中垣 啓一、以下「当社」)は、サブシー事業を展開する当社の持分法適用会社の EMAS CHIYODA Subsea Limited(本社:英国、当社出資比率 35%、以下「ECS 社」)及び同社子会社が 2017年2月27日(米国時間)に米国連邦倒産法第 11 章の適用を申請したことをお知らせいたします。ECS 社及び同社子会社は、関係する法令に従い、また、全てのステークホルダー、特に債権者とのコミュニケーションを継続しながら再建を進めて参ります。

これに伴い、当社及び Subsea 7 S.A. 社(\*)は、ECS 社の再建に必要な運転資金として最大 9,000 万米ドルを融資することに合意致しました。当社は株主として ECS 社の再建を支援して参ります。

尚、2017年2月9日発表の通り、当社は今後発生が見込まれる費用及び損失を 2017年3月期第3四半期連結決算に計上済であり、本件による追加損失の発生はございません。

以上

(\*) Subsea 7 S.A.社(本社:英国)は海洋エネルギー分野において、海上、海中、海底設備の設計、建設といったサービスを提供する世界的なコントラクターです。

---

この件に関するお問い合わせ先

:IR・広報・CSR セクション 塚本 朋之 / 横田 令子

電話: 045-225-7734 FAX: 045-225-4962

URL: <https://www.chiyoda-corp.com/contact/index.php>